

官報

号外 昭和五十一年十月二十六日

第七十八回 衆議院會議録 第九号

昭和五十一年十月二十六日(火曜日)

昭和五十一年十月二十六日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

- 公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
- 公安審査委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
- 旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同意を求めるの件
- 電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件
- 日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件
- 災害対策に係る緊急措置に関する決議案(兒玉末男君外十名提出)
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) お諮りいたします。

公正取引委員会委員に熊田淳一郎君及び野口一郎君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に加藤光徳君、本庄務君及び松尾正雄君を、

公安審査委員会委員長に我妻源二郎君を、同委員に大野勝巳君、櫻田武君、谷野せつ君及び安村和雄君を、

旧軍港市国有財産処理審議会委員に佐竹浩君

を、電波監理審議会委員に菊池稔君及び前田陽一君を、

日本電信電話公社経営委員会委員に武田満作君、安田博君及び吉國一郎君を、

労働保険審査会委員に大塚達一君及び八木高生君を

任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、公正取引委員会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

次に、公害健康被害補償不服審査会委員、公安審査委員会委員、電波監理審議会委員及び日本電信電話公社経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

○三塚博君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、兒玉末男君外十名提出、災害対策に係る緊急措置に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

災害対策に係る緊急措置に関する決議案(兒玉末男君外十名提出)

○議長(前尾繁三郎君) 災害対策に係る緊急措置に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。兒玉末男君。

災害対策に係る緊急措置に関する決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔兒玉末男君登壇〕

○兒玉末男君 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表しまして、ただいま議題となりました災害対策に係る緊急措置に関する決議案につき、趣旨弁明を行わんとするものであります。(拍手)

まず最初に、決議案の案文を朗読いたします。

災害対策に係る緊急措置に関する決議案
今回の台風第十七号は、全国各地に多数の死傷者としん大な被害をもたらした。また本年の異常低温による北日本を中心とする冷害は、我が国農業に深刻な影響を与えており被災者の救済、被災地帯の復旧、災害の再発防止が強く望まれている。

また、最近世界各地で大地震によるじん大な被害が発生しており、地震国といわれる我が国においても地震予知及び震災対策を総合的かつ強力に推進することが望まれる。

このような事態にかんがみ、政府は、次の諸点について特段の配慮を行い、万遺漏なきを期すべきである。

一 激しんであつた今次の災害の実態にかんがみ、治山治水施設を強化するため、第五次治山治水事業五箇年計画に十分な事業を確保し、災害を未然に防止するよう努めること、

特に災害復旧に当たっては、改良復旧に重点を置き再度災害の防止に努めること。

一 台風第十七号対策及び冷害対策を推進するため、速やかに適切な財源措置を講ずると

もに地方債、特別交付税等の措置により、地方財政の運営に支障を来すことのないよう十分配慮すること。

一 個人災害の救済を図るため、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け、災害復興住宅資金の貸付け、政府系中小企業金融機関による被災中小商工者向け融資、被災者に対する諸税の延納措置等、これら特別救済措置の円滑かつ迅速な実施を行う等適切な措置を講ずること。

一 冷害について、被災農民の救済に万全を期するため、天災融資法及び激甚災害法の早期適用を図る等により十分な融資措置を講ずるとともに、農業共済金の年内支払い、被害地における雇用機会を確保するための公共土木事業等の実施等により適切な措置を講ずること。

一 震災対策を強化するため、地震予知技術の開発を促進し、総合的かつ機能的な地震予知推進体制を早期に確立するとともに、大都市地域の再開発、都市建築物の耐震不燃化、避難地、避難路の確保、防災体制の整備等総合的な防災対策を積極的に推進すること。

以上であります。

御承知のように、今回わが国を襲った台風第十七号は、九月七日から十四日にかけて、西日本を

中心に観測史上まれな豪雨をもたらした、各地において河川のはんらん、山崩れ、がけ崩れが起こる等、全国にわたって甚大な被害をもたらした、その被害状況は、百六十有余名のとうとい犠牲者を出したのを初め、家屋の全半壊流失約四千三百棟、罹災者約四十万人、また施設等の被害額は実に八千三百億円にも達したのであります。中でも、

長良川の決壊による岐阜県安八町地域の長期間にわたる洪水、鏡川の決壊による高知市市街地の広範な浸水、香川県小豆島、兵庫県一宮町等の山崩れ等による多数の家屋の全壊流失等の被害は、今次災害の激甚さを示すものであります。

一方、本年六月下旬以降各地で観測史上最低の気温を記録するなどきわめて不順な天候が続き、記録的な低温及び日照不足となり、このため、北海道、東北を中心にかなり広範囲にわたり、冷害による水稲など農作物被害が発生し、わが国農業に深刻な打撃を与えました。

われわれは、ここに謹んで、とうとい犠牲者の霊に対し、深く哀悼の意を表するとともに、被災者及び被害農民各位に対して、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

これら台風災害及び冷害に対処するため、国会及び各政党におきましても、それぞれ現地調査を行い、国会の審議を通じて実情の解明とその対策に万全を期すべく鋭意努力してまいりました。しかしながら、今次災害及び冷害の重大性にかんがみ、その被災者の救済、復旧対策の推進等、諸般

の施策の一層の徹底を図る必要があると考えます。

また、本年に入って、グアテマラ、北イタリヤ、中国、フィリピン等世界の各地で大地震が発生していることは周知のとおりであります。わが国は世界有数の地震国であるのみならず、駿河湾地域に大地震が発生する可能性があるとする指摘も近時なされていくところであり、

翻って、大都市地域における過密の状況等にかんがみれば、この地域における地震の発生は甚大な被害に結びつく可能性があり、これら被害をできるだけ軽減するためには地震予知の推進体制を一層強化する等の必要が痛感されるのであります。

以上の趣旨において、政府は本決議案の緊急措置に万全を期するだけでなく、その他必要と認められる対策についても遺憾のないよう善処すべきであると思っております。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。何とぞ各位の御賛成あらんことを望むものであります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められてお

ります。これを許します。内閣総理大臣三木武夫君。

「内閣総理大臣三木武夫君登壇」

○内閣総理大臣(三木武夫君) 今次の台風第十七号災害及び冷害による被害はまことに激甚なものがあつて、政府としてもその重大性を深く認識しているところであり、

このため、台風第十七号災害については、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部を設け、特に被害の大きかった地域に政府調査団を派遣して、また冷害地に農林大臣を派遣して、その被害実態の把握に努めるとともに、応急対策と被災者の救済対策に鋭意努力してきたところであり、

また、高度に発達したわが国に大規模な地震が発生した場合、その被害はきわめて甚大なものとなること予想され、政府としても、従来から震災対策の推進に努めてきたところであり、政府としては、ただいまの院議の御趣旨を十分尊重して、今後とも災害対策に最善の努力を尽くしてまいる所存であります。(拍手)

○三塚博君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右

両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長大竹太郎君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大竹太郎君登壇〕

○大竹太郎君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善する措置を講じようとするものであります。

その内容は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額に、おおむね準じてそれぞれこれを増額し、これらの改正を本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

当委員会においては、十月二十二日両法律案の提案理由の説明を聴取した後、両法律案を一括して審査に付し、本日質疑を終了、採決の結果、右両法律案は全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

ました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	三木 武夫君
法務大臣	稻葉 修君
大蔵大臣	大平 正芳君
郵政大臣	福田 篤泰君
労働大臣	浦野 幸男君
國務大臣	西村 尚治君
國務大臣	丸茂 重良君

○朗読を省略した議長の報告

(承諾を求めるの件送付及び通知)

一、去る二十一日、国会において承諾することを確認した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和四十八年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和四十九年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(議決通知)

一、去る二十一日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算

昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算

昭和四十八年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和四十八年度政府関係機関決算書

一、去る二十一日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和四十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

(要求書受領)

一、今二十六日、内閣から、公正取引委員会委員に熊田淳一郎君及び野口一郎君を任命したいの

昭和五十一年十月二十六日 衆議院会議録第九号

朗読を省略した議長の報告

一六二

で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十六日、内閣から、公害健康被害補償不服審査委員会に加藤光徳君、本庄務君及び松尾正雄君を任命したので、公害健康被害補償法第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十六日、内閣から、公安審査委員会委員長に我妻源二郎君を、同委員に大野勝巳君、櫻田武君、谷野せつ君及び安村和雄君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十六日、内閣から、旧軍港^ナ国有財産処理審議会委員に佐竹浩君を任命したので、旧軍港市転換法第六条第四項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十六日、内閣から、電波監理審議会委員に菊池稔君及び前田陽一君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十六日、内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に武田満作君、安田博君及び吉國一郎君を任命したので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十六日、内閣から、労働保険審査委員会委員

に大塚達一君及び八木高生君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 東中 光雄君(理事村上弘君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 奥田 敬和君(理事船田中君去る十九日委員辞任につきその補欠)

理事 木野 晴夫君(理事鈴木善幸君去る十九日委員辞任につきその補欠)

理事 三塚 博君(理事藤山愛一郎君去る十九日委員辞任につきその補欠)

理事 田邊 誠君(理事佐々木更三君去る十九日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 金子 満広君 補欠 正森 成二君

社会労働委員

辞任 寺前 巖君 補欠 中島 武敏君

辞任 中島 武敏君 補欠 寺前 巖君

予算委員

中島 武敏君 補欠 寺前 巖君

大蔵委員

辞任 越智 伊平君 補欠 大久保武雄君

辞任 唐沢俊二郎君 補欠 原 健三郎君

辞任 瓦 力君 補欠 千葉 三郎君

辞任 寺前 巖君 補欠 中島 武敏君

辞任 中島 武敏君 補欠 寺前 巖君

辞任 正森 成二君 補欠 金子 満広君

議院運営委員

辞任 中島 武敏君 補欠 寺前 巖君

辞任 寺前 巖君 補欠 中島 武敏君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 大久保武雄君 補欠 奥田 敬和君

千葉 三郎君 補欠 葉梨 信行君

松浦周太郎君 補欠 塩谷 一夫君

竹入 義勝君 補欠 沖本 泰幸君

奥田 敬和君 補欠 大久保武雄君

塩谷 一夫君 補欠 松浦周太郎君

葉梨 信行君 補欠 千葉 三郎君

外務委員

辞任 原 健三郎君 補欠 塩川正十郎君

大久保直彦君 補欠 竹入 義勝君

塩川正十郎君 補欠 原 健三郎君

正森 成二君 補欠 金子 満広君

大蔵委員

辞任 越智 伊平君 補欠 大久保武雄君

辞任 唐沢俊二郎君 補欠 原 健三郎君

辞任 瓦 力君 補欠 千葉 三郎君

辞任 寺前 巖君 補欠 中島 武敏君

辞任 中島 武敏君 補欠 寺前 巖君

辞任 寺前 巖君 補欠 中島 武敏君

毛利 松平君 補欠 松浦周太郎君

大久保武雄君 補欠 越智 伊平君

千葉 三郎君 補欠 瓦 力君

原 健三郎君 補欠 唐沢俊二郎君

松浦周太郎君 補欠 毛利 松平君

辞任 金子 満広君 補欠 正森 成二君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任 堂森 芳夫君 補欠 村山 喜一君

村山 喜一君 補欠 堂森 芳夫君

(議案提出)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

災害対策に係る緊急措置に関する決議案(兎玉末男君外十名提出)

(議案受領)

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る二十二日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

一、去る二十二日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

災害対策に係る緊急措置に関する決議案

児玉末男君外十名

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

石炭鉱業復興基本法案(多田光雄君提出、衆法第二号)

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(加藤進君外二名提出、参法第六号)(予)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十一日、第七十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

中小企業事業転換対策臨時措置法案

揮発油販売業法案

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

石炭鉱業復興基本法案(多田光雄君提出)

(議案通知)

一、去る二十一日、参議院送付の次の同院継続審査案(第七十七回国会内閣提出)を承諾すること議決した旨参議院に通知した。

昭和五十一年十月二十六日 衆議院会議録第九号

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十八年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和四十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和四十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和四十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(質問書提出)

(承諾を求めるの件)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問主意書(久保田鶴松君提出)

新東京国際空港公団による違法な農地転用とその行政救済に関する質問主意書(竹内猛君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

計量法の改正に関する質問主意書(高沢寅男君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

インドネシア LNG(液化天然ガス)開発輸入に関する質問主意書(高田富之君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡田春夫君提出伊達火力パイプラインに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山田芳治君提出鉱業権に基づく採掘許可と古都保存法による不許可の補償に関する質問に対する答弁書

伊達火力パイプラインに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年十月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

伊達火力パイプラインに関する質問主意書

去る五月二十二日、伊達火力パイプラインに関する質問主意書を提出したところ、六月四日付をもつて政府からの答弁書による回答があった。政府からの答弁書を検討したところ、いくつかの点において不明確で納得できないことがあり、再度質問主意書を提出するものである。

伊達火力パイプラインをめぐる問題の重大性と

緊急性にかんがみ、速やかに政府見解を明らかにされたい。

一 政府答弁書「第四項」にある伊達火力パイプラインの環境審査はいつ開始されたのか。

また、同審査結果判定のための学識経験者の意見を聴取する制度上の裏付けはなにか。

学識経験者の氏名、人数、専門分野を明らかにされたい。

二 政府答弁書「第五項」によると、地下水脈に関する水文学的特性について「整備することとして」とあるが、北海道電力株式会社の「伊達パイプライン設置に係る環境保全対策(昭和五十一年五月)資料編」には、それらを欠いたまま北海道庁に提出している。調査結果が出ないうちに対策が完了していることになるが、これは通産省の行政指導によるものか。

三 政府答弁書「第六項」で「パイプラインの安全性は消防法で規制され、電気事業法第四十八条の技術基準には、パイプラインは含まれない。」としているが、電気事業法第四十八条の技術基準の本旨はなにか。

また当該パイプラインは、施行規則第三十一条別表第二の施設であるが、施設の安全性という最重要問題に関して、電気事業法が技術基準を欠落させている理由はなにか。

四 環境庁長官は、六月四日の閣議で「伊達パイプラインの資料を通産省から取り寄せて、石油パイプラインの環境基準を作成する」旨の発言をし

朗読を省略した議長の報告

昭和五十一年十月二十六日 衆議院會議録第九号

朗読を省略した議長の報告

一六四

たと報道されている。(六月五日読売新聞)

右の長官発言は環境庁設置法第六条第二項から第五項のいずれかに基づく権限行使と考えてよいか。

本質問主意書「第二項」でも述べているように地下水脈に関する調査(流向、流速、地下水層厚)など、必要な資料を欠いたまま「対策」が策定されていることは環境庁設置法の趣旨からみて妥当性を欠くと思うがどうか。

五 政府答弁書「第六項」によれば、当該パイプラインの安全性は消防法で規制されることとなつていますが、伊達、室蘭両市は設置許可者である北海道知事との間で十分な情報交換を行つたか。然りとすればその日時、場所、参加者、内容を示されたい。

六 伊達火力パイプラインに関してルート沿線農家は、農業活動の今後の発展に大きな危機の念を抱いている。

パイプラインの環境審査に当たつて、これが農業、農作物などに与える影響についてどのような調査がなされたのか。

また、この調査を行つたのはいかなる調査機関であるか。この調査結果の判定はいかなる学識経験者によつてなされるのか。その氏名、人数、専門分野等を明らかにされたい。

昭和五十一年十月二十二日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員岡田春夫君提出伊達火力パイプラインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田春夫君提出伊達火力パイプラインに関する質問に対する答弁書

一について

本件パイプラインの環境審査は、北海道電力株式会社が昭和五十一年六月二十六日に行つた電気事業法第四十一条に基づく工事計画認可申請に際し同社から提出された「伊達発電所パイプライン環境調査資料」に基づき、同日から開始した。

また、審査に当たつては、資源エネルギー庁長官が委嘱した環境審査顧問及び専門委員から意見を聴取している。なお、現在の環境審査顧問及び専門委員は、芦田誠二氏はか二十四名で、内訳は、大気関係十名、温排水関係八名、植生関係四名、地下水関係一名、表層土質関係一名、土木関係一名となつてゐる。

二について

「伊達発電所パイプライン設置に係る環境保全対策資料編」は、北海道知事が北海道電力株式会社から提出を求めたものであり、通商産業省の行政指導によるものではない。

三について

電気事業法第四十八条の技術基準は、電気工

作物による人体に対する危害又は物件に対する障害を回避するとともに電気工作物の損壊による電気供給の著しい支障を防止する見地から、通商産業省令で定められるものであり、電気工作物の維持の基準及び工事計画認可、使用前検査等の規制の基準となつてゐる。

したがつて、燃料油パイプラインの安全性についても電気事業法第四十八条の技術基準を定めて規制を行うことが可能であるが、これについては既に消防法に基づいて十分な規制が行われており、電気事業法で更に基準を定めて二重に規制してゐないものである。

四について

環境庁長官の昭和五十一年六月四日の閣議後の記者会見における発言の趣旨は、環境の保全に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする環境庁の長として、本件パイプラインに関する環境庁の基本的処理方針を明らかにするとともに、本件と関連して石油パイプラインに関する環境保全上の技術基準につき、今後関係諸法令を全般的に検討する必要がある旨述べたものである。

なお、環境庁においては、現在、通商産業省から本件パイプラインに係る環境審査報告書の送付を受け検討中であり、今後必要に応じ意見を述べることとしてゐる。

五について

北海道知事は、昭和五十一年五月十二日室蘭

市長及び伊達市長に対し、本件パイプラインに関する質疑について文書をもつて回答したほか、北海道当局は、同月十三日及び十七日室蘭市において両市と話し合いを行う等本件パイプラインの設置の安全性について十分な情報交換を行つたと聞いている。

六について

本件パイプラインの農業及び農作物への影響については、北海道電力株式会社から提出された「伊達発電所パイプライン環境調査資料」において計画ルート周辺の植生分布、農作物分布等に関する調査がなされており、通商産業省においては、これらの資料に基づいて、植生(農作物を含む)、農業用水及び営農への影響について審査を行つてゐる。

また、審査に当たつては、右の一について述べた環境審査顧問及び専門委員の意見を聴取している。

右答弁する。

鉱業権に基づく採掘許可と古都保存法による不許可の補償に関する質問主意書

昭和五十一年十月十五日

提出者 山田 芳治

衆議院議長 前尾繁三郎殿

鉱業権に基づく採掘許可と古都保存法による不許可の補償に関する質問主意書

京都市北区大北山麓ヶ峰一番地に、鉱業権が設定されている鉱山があり、昭和四十一年通産省に対し、マンガン・珪石の採掘許可申請書を提出したところ、当該地域が古都保存法の指定地域とされているため、通産省は古都保存法による許可を受けるべきであると主張し現在に至っている。

然るに、古都保存法第九条には、他の法令で許可できる権利で、古都保存法により不許可となる場合は、通常生ずべき損失を補償すると明記されている。従つて、古都保存法の当該規定は、他の法令による許可が優先することを前提としているものと解されるべきであり、通産省は古都保存法の許可がない限り採掘権を認めないとの通知を出していることは、法律に違反していると思料される。この件に関して、昭和四十九年三月九日、五十年二月二十五日の二回にわたり衆議院予算委員会第五分科会において質疑を行ったが、鉱業権による採掘許可及びその補償について明確な回答を得られないので内閣の統一した見解を求めるものである。

一 古都保存法と鉱業権との関係について申請人は、どのような手続きにより採掘が許可されるのか。

二 古都保存法による採掘不許可の場合の補償は、どのようなものか。

右質問する。

昭和五十一年十月二十二日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員山田芳治君提出鉱業権に基づく採掘許可と古都保存法による不許可の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山田芳治君提出鉱業権に基づく採掘許可と古都保存法による不許可の補償に関する質問に対する答弁書

一について

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)による歴史的風土特別保存地区内において、鉱業法上の採掘権者が鉱物の採掘を行うに当たっては、鉱業法及び古都保存法の両法の許可を経て初めて当該採掘が可能となることは当然であるが、鉱業法による施業案の認可をすることがどうかの判断と古都保存法による土石の類の採取等の許可をすることがどうかの判断のいずれを先に行うかについては、法律上明文の規定はなく、鉱業法による認可の権限を有する通商産業局長及び古都保存法による許可の権限を有する府県知事(指定都市にあつては、その長)がそれぞれの法律の趣旨及び目的に従つて、それぞれの処分を行うものである。

なお、御指摘の内容の通りは、出されていない。

二について

古都保存法第九条によれば、同法による土石の類の採取等の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県(本件の場合には、京都市)は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならぬこととされているが、当該許可に係る行為について鉱業法その他の法律の規定により許可を必要とされている場合において、これらの法律の規定による不許可の処分がなされたとき等は、補償を要しない。

右答弁する。

災害対策に係る緊急措置に関する決議案
右の議案を提出する。

昭和五十一年十月二十二日

提出者

児玉 末男 今井 勇

越智 伊平 島田 安夫

竹中 修一 野田 毅

金丸 徳重 柴田 健治

柴田 睦夫 高橋 繁

宮田 早苗

賛成者

大村 襄治外二十八名

災害対策に係る緊急措置に関する決議

今回の台風第十七号は、全国各地に多数の死傷者としん大な被害をもたらした。また本年の異常低温による北日本を中心とする冷害は、我が国農業に深刻な影響を与えており被災者の救済、被災地帯の復旧、災害の再発防止が強く望まれている。

また、最近世界各地で大地震によるじん大な被害が発生しており、地震国といわれる我が国においても地震予知及び震災対策を総合的かつ強力に推進することが望まれる。

このような事態にかんがみ、政府は、次の諸点について特段の配慮を行い、万遺漏なきを期すべきである。

一 激しんであつた今次の災害の実態にかんがみ、治山治水施設を強化するため、第五次治山治水事業五箇年計画に十分な事業を確保し、災害を未然に防止するよう努めること、特に災害復旧に当たっては、改良復旧に重点を置き再度災害の防止に努めること。

一 台風第十七号対策及び冷害対策を推進するため、速やかに適切な財源措置を講ずるとともに地方債、特別交付税等の措置により、地方財政の運営に支障を来すことのないよう十分配慮すること。

一 個人災害の救済を図るため、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け、災害復興住宅資金の貸付け、政府系中小企業金融機関による被災中小商工者向け融資、被災者に対する諸税の延

昭和五十一年十月二十六日 衆議院會議録第九号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

納措置等、これら特別救済措置の円滑かつ迅速な実施を行う等適切な措置を講ずること。

一 冷害について、被災農民の救済に万全を期するため、天災融資法及び激甚災害法の早期適用を図る等により十分な融資措置を講ずるとともに、農業共済金の年内支払い、被害地における雇用機会を確保するための公共土木事業等の実施等により適切な措置を講ずること。

一 震災対策を強化するため、地震予知技術の開発を促進し、総合的かつ機能的な地震予知推進体制を早期に確立するとともに、大都市地域の再開発、都市建築物の耐震不燃化、避難地、避

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「六十七万円」を「七十三万円」に、「五十五万円」を「五十九万八千円」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判 事	区 分		報 酬 月 額
	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	
一	七二八、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	一、四五〇、〇〇〇円 一、〇五〇、〇〇〇円 八八〇、〇〇〇円 八一〇、〇〇〇円
二	六三七、〇〇〇円		
三	五九八、〇〇〇円		
四	五二二、〇〇〇円		

難路の確保、防災体制の整備等総合的な防災対策を積極的に推進すること。
右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右

国会に提出する。

昭和五十一年十月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫

判 事												補										簡易裁判所判事												
五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	九	八	七	六	五	四	三	二	一
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
四四二、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	二六六、九〇〇円	二三九、八〇〇円	二二一、六〇〇円	二〇四、五〇〇円	一八八、五〇〇円	一七七、五〇〇円	一六五、一〇〇円	一五七、七〇〇円	一四二、三〇〇円	一三六、〇〇〇円	一二七、二〇〇円	一二二、一〇〇円	五二一、〇〇〇円	四四二、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	二八一、一〇〇円	二六六、九〇〇円	二三九、八〇〇円	二二一、六〇〇円	二〇四、五〇〇円	一八八、五〇〇円	一七七、五〇〇円	一六五、一〇〇円	一五七、七〇〇円	一四二、三〇〇円	一三六、〇〇〇円	一二七、二〇〇円	一二二、一〇〇円	

十	号	一八八、五〇〇円
十一	号	一七七、五〇〇円
十二	号	一六五、一〇〇円
十三	号	一五七、七〇〇円
十四	号	一四二、三〇〇円
十五	号	一三六、〇〇〇円
十六	号	一二七、二〇〇円
十七	号	一二二、一〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴

い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じてそれぞれこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十一年四月一日にさかのぼって適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の報酬を改善する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は十三億六千万円である。

る。
右報告する。

昭和五十一年十月二十六日

法務委員長 大竹 太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十一年十月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第九条中「三十六万九千円」を「四十万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分		俸 給 月 額
検 事 長	一、〇五〇、〇〇〇円	
次 長	七四〇、〇〇〇円	
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	八一〇、〇〇〇円	
そ の 他 の 検 事 長	七四〇、〇〇〇円	
一 号	七一八、〇〇〇円	
二 号	六三七、〇〇〇円	
三 号	五九八、〇〇〇円	
四 号	五二二、〇〇〇円	
五 号	四四二、〇〇〇円	
六 号	四〇〇、〇〇〇円	
七 号	三六〇、〇〇〇円	
八 号	三三〇、〇〇〇円	
九 号	二六六、九〇〇円	

副 検 事												検 事												
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号
一三三、一〇〇円	一二七、二〇〇円	一三六、〇〇〇円	一四二、三〇〇円	一五七、七〇〇円	一六五、一〇〇円	一七七、五〇〇円	一八八、五〇〇円	二〇四、五〇〇円	二二一、六〇〇円	二三九、八〇〇円	二六六、九〇〇円	二八一、一〇〇円	三六〇、〇〇〇円	一二二、一〇〇円	一二七、二〇〇円	一三六、〇〇〇円	一四二、三〇〇円	一五七、七〇〇円	一六五、一〇〇円	一七七、五〇〇円	一八八、五〇〇円	二〇四、五〇〇円	二二一、六〇〇円	二三九、八〇〇円

附 則	
1	この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。
2	検察官が昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由	一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
-----	---

一 議案の要旨及び目的	本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。
1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給に、その他の検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じてそれぞれこれを増額する。	
2 右の改正は、昭和五十一年四月一日にさかのぼって適用する。	
二 議案の可決理由	本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官の俸給を改善する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に必要な経費	本案施行に必要な経費は十億九千七百七十五万円である。
右報告する。	
昭和五十一年十月二十六日	

十 号	一四、〇〇〇円
十 六 号	一〇七、六〇〇円

法務委員長 大竹 太郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院會議録第八号中正誤

ベシ 段 行 誤
一三 三 七 中小企小業
中小企業 正

昭和五十一年十月二十六日 衆議院會議録第九号

一七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

發行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)